



印西市推第826号
平成30年10月17日

印西市情報公開・個人情報保護審査会 御中

印西市長 板倉 正直



印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用に
ついて（諮問）

標記の件につきまして、平成31年2月から市が所有する青色回転灯を装着した防犯パトロール車へのドライブレコーダー設置及び運用を予定しております。

なお、パトロールにおいては、車内から常時撮影すること及び撮影していることを表示することで犯罪の抑止等の効果が期待できます。

つきましては、印西市個人情報保護条例第8条第3項第9号及び第9条第1項第9号の規定により意見を求めます。

【担当】

市民活動推進課 防犯対策係
出山（内線714）

印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、犯罪の抑止力の強化並びに交通事故及びトラブル発生時における責任を明確にするため、青色防犯パトロール車にドライブレコーダーを設置し、これを適正に運用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青色防犯パトロール車 市が所有する青色回転灯を装着した車両をいう。
- (2) ドライブレコーダー 青色防犯パトロール車に設置し、周囲の映像を記録する装置をいう。
- (3) 映像 ドライブレコーダーにより撮影された映像で、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、青色防犯パトロール車に設置したドライブレコーダーの設置及び利用並びに映像の取扱いに際して、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

（管理責任者等の設置）

第4条 青色防犯パトロール車に設置したドライブレコーダー及び映像の管理運用を適正に行うため、管理責任者及び運用責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、青色防犯パトロール車の運行管理事務を所掌する所属の部長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 映像の保存及び取扱いに関すること。

(2) 第三者からの映像の利用申請に関すること。

3 運用責任者は、青色防犯パトロール車の運行管理事務を所掌する所属の課の長又は出先機関の長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) ドライブレコーダーの維持管理に関すること。

(2) 映像取扱職員(所属職員のうち、映像の取扱いを担当する職員をいう。

以下同じ。)の指定及び解除に関すること。

(管理責任者等の守秘義務)

第5条 管理責任者、運用責任者及び映像取扱職員(以下「管理責任者等」という。)は、ドライブレコーダー及び映像の取扱いにより知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(ドライブレコーダーの設置及び表示の方法)

第6条 青色防犯パトロール車を使用したパトロール活動中においては、ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを録画するものとする。ただし、車両を長時間駐車するなどにより、特定の個人、建物等を監視しないこと。

2 ドライブレコーダーにより撮影している旨を青色防犯パトロール車の車外から認識できるように表示するものとする。

(映像等の保管)

第7条 管理責任者は、ドライブレコーダーによって撮影された映像及び映像を収録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 映像及び記録媒体の映像取扱職員を定めるとともに、映像及び記録媒体を検索できる者を限定すること。

(2) 映像及び記録媒体の保管期間(重ね撮りする場合における上書きするまでの期間を含む。以下同じ。)を2週間を限度として定めること。

(3) 前号の規定により定められた保存期間経過後は、速やかに映像の消去、記録媒体の破砕等の処理を行うとともに、その処理手順を明確にしておくこと。

(4) 映像は加工せずに、撮影時のままで保管すること。

(5) 映像から知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。

- (6) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (7) 映像及び記録媒体を呼び出して映像表示機器に再生するときは、管理責任者等が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (8) 記録媒体の映像表示機器及び録画機材を設置場所から持ち出すことを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。
- (9) その他、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、免失等を防止するため必要な措置を講ずること。

(映像等の保存期間の特例)

第8条 管理責任者は、次に掲げる場合においては前条第2号に規定する限度を超えて保存期間を定め、又は延長することができる。

- (1) 映像及び記録媒体に不法行為又は不法行為であるおそれがある行為が記録されている場合

- (2) 第10条第1項ただし書きに規定する利用又は提供を行う場合
(目的利用)

第9条 青色防犯パトロール車が関与する交通事故及びトラブルが発生した場合は、当該事案の状況把握若しくは責任の明確化のため管理責任者等は、映像を利用することができる。

(目的外利用及び外部提供)

第10条 映像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に基づく場合は、管理責任者は映像及び記録媒体を設置目的外の目的（以下「目的外」という。）に利用し、又は第三者に提供することができる。

- 2 管理責任者は、前項ただし書きに規定する利用又は提供を行う場合は、第8条第2号に規定する記録媒体の保管期間を延長することができる。
- 3 管理責任者は、第三者から映像の利用申請があるときは、青色防犯パトロール車ドライブレコーダー映像利用申請書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。
- 4 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、第1項の規定による目的外の

利用に際し、提供する必要があると認められる映像の内容及び範囲を選択するものとする。

5 映像取扱職員は、運用責任者の指示に基づき映像を検索した場合、その結果を運用責任者に報告しなければならない。

6 映像取扱職員は、映像を検索したときは、青色防犯パトロール車ドライブレコーダー映像検索簿（別記第2号様式）にその内容を記録しておかなければならない。

7 映像取扱職員は、運用責任者の指示に基づかないで映像を検索してはならない。

8 管理責任者は、第3項の申請に基づき、第三者に映像を提供しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、事後の報告をもって代えることができる。

（開示請求）

第11条 管理責任者は、本人から当該本人が識別される映像の開示を求められたときは、本人に対し、当該映像を開示するよう配慮しなければならない。

2 管理責任者は、本人からの当該本人が識別される映像の開示に係る求めに応じ、当該映像を開示するときは、運用責任者を立ち合わせ、立ち会った旨を記載した文書に本人により署名押印してもらうものとする。

3 管理責任者は、前項の文書を当該開示した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間保存しなければならない。

（ドライブレコーダーに係る映像の取扱い）

第12条 青色防犯パトロール車に設置したドライブレコーダーに係る映像の取扱いについては、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）に定めるところによる。

（苦情等への対応）

第13条 印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成〇年〇月〇日から施行する。

青色防犯パトロール車ドライブレコーダー映像利用申請書	
年 月 日	
印西市長	様
(申請者) 住所 機関名等 代表者氏名 担当者氏名 電話番号	
印 印	
下記のとおり、青色防犯パトロール車ドライブレコーダー映像の利用を申請します。	
記	
利 用 目 的	☐ 犯人検挙のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）
車 両 番 号	
検 索 映 像	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで
特 記 事 項	

青色防犯パトロール車ドライブレコーダー映像検索簿	
年 月 日	
管 理 責 任 者	所 属・職 名
	氏 名 印
操 作 取 扱 者	所 属・職 名
	氏 名 印
検 索 指 示 年 月 日	年 月 日
検 索 目 的	☐ 犯罪の捜査 ☐ その他(理由)
検 索 日 時	年 月 日 時 分ころから
	年 月 日 時 分ころまで
車 両 番 号	
検 索 映 像	年 月 日 時 分ころから
	年 月 日 時 分ころまで
検 索 結 果	☐ 検索画像 在 (内容)
	☐ 検索画像 不在
	☐ その他 ()
特 記 事 項	